

社会保障審議会児童部会  
ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会の設置について

1. 設置の趣旨

改正児童扶養手当法（平成22年8月施行）の施行3年後検討規定に基づき、ひとり親家庭への支援施策の在り方を検討するため、社会保障審議会児童部会に「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会の委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には、委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1) ひとり親家庭への支援施策の実施体制について
- (2) ひとり親家庭への就業支援の在り方について
- (3) ひとり親家庭への子育て・生活支援の在り方について
- (4) ひとり親家庭への養育費確保支援の在り方について
- (5) ひとり親家庭への経済的支援の在り方について
- (6) その他

4. その他

- (1) 委員会は、原則公開とする。

別紙

社会保障審議会児童部会  
ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会 委員名簿

氏名	所属
海野恵美子	全国母子寡婦福祉団体協議会理事
大塩 孝江	全国母子生活支援施設協議会会長
兼子いづみ	浜松市こども家庭部長
小杉 礼子	労働政策研究・研修機構特任フェロー
島崎 謙治	政策研究大学院大学教授
新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学教授
杉澤 栄一	山形県子育て推進部子ども家庭課長
中田 斉子	全国母子自立支援員連絡協議会会長
三木由美子	戸田市こども青少年部長

(敬称略、五十音順)